明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五五）　三
○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五六）　六
○自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）　七
○自然公園法施行令の一部を改正する政令（二五八）　七
〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務九五）　七
○在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令及び在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令（総務・外務二）　五七
〔告　示〕
○公職選挙法施行令第五十九条の六第九項（同令第五十九条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により送信された投票を受信するために市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件（総務三一四）　五六
○選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る磁気ディスクへの記録、磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件（同三一五）　五九
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和三年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（同三一六）　六二
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同三一七）　六三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三一八）　六四
○商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（法務一八七）　六六

本号で公布された法令のあらまし

◇**日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二五五号）（総務省）

1　投票人名簿の縦覧制度の廃止に関する事項

投票人名簿及び在外投票人名簿の縦覧制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を図ることとした。（第五条第二項及び第二五条関係）

2　投票人名簿のオンライン対照に関する事項

㈠　市町村の選挙管理委員会が、各投票区の投票管理者にその投票区の区域に係る投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を送付する方法に加え、当該事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすることとした。（第四二条第一項第二号関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該市町村の選挙管理委員会が管理するその投票区の区域に係る投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法（以下「オンライン対照の方法」という。）により投票人が当該投票人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合には、当該投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、当該電子情報処理組織を使用して当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置く措置を講ずるとともに、当該事項を送付する措置を講ずることとした。（第四二条第一項第三号関係）

㈢　投票管理者が、投票人が投票人名簿に登録されている者であることを確認する方法として、投票人名簿又はその抄本と対照する方法及び投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法に加え、オンライン対照の方法を可能とすることとした。（第四七条第一項関係）